

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１ 信用リスク管理・総論</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。</p> <p>特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行わ</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１ 信用リスク管理・総論</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。</p> <p>特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行わ</p>

改正案	現行
<p>れたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を活用して、以下の会社の<u>株式等</u>を取得・保有する場合、銀行本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式等</u>の取得・保有に係る、<u>株主等</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「V-5 顧客の利益の保護のための体制整備」も参照すること。</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び</p>	<p>れたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を活用して、以下の会社の<u>株式</u>を取得・保有する場合、銀行本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式</u>の取得・保有に係る、<u>株主</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「V-5 顧客の利益の保護のための体制整備」も参照すること。</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び</p>

改正案	現行
<p>関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>（注1）～（注3） （略）</p> <p>（注4）地域活性化事業会社（法第16条の2第1項第14号及び法第16条の4第8項）について、<u>施行規則第17条の2第8項第2号及び第17条の7の3第1項第2号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断にあたっては、「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に単に合致しているかにより判断して差し支えないが、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となりうることに留意する。</u></p> <p>（注5）銀行法改正（令和3年11月施行）により、法第16条の2第1項第14号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第16条の4第8項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p> <p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>（1） （略）</p>	<p>関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>（注1）～（注3） （略）</p> <p>（注4）地域活性化事業会社（法第16条の2第1項第14号及び法第16条の4第8項）について、<u>銀行からの事業内容の可否に係る事前相談においては、施行規則第17条の7の3第1項第2号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。</u></p> <p>（注5）銀行法改正（令和3年11月施行）により、法第16条の2第1項第14号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第16条の4第8項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p> <p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>（1） （略）</p>

改正案	現行
<p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</p> <p>投資専門子会社による<u>施行規則第 17 条の 2 第 14 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。特に、同項第 3 号の業務の実施にあたっては、Ⅲ－5－1（2）（注 2）も参照しながら、体制整備等を行う必要がある点に留意する。</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</p> <p>投資専門子会社による<u>施行規則第 17 条の 2 第 14 項第 2 号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>(3) （略）</p>